

建築確認申請以外に必要な届出等について

建築物を建築・修繕などをしようとするときは、以下の届出等が必要な場合がありますので御確認ください。

届出（根拠法令）	対 象	届出時期	審 査	受付
建築物省エネ法の届出 （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）	新築・増築・改築 延べ面積 300㎡以上 （省エネ適判対象建築物は除く） ※詳しくは、HP 参照	工事着手の 21 日前まで	建築指導課	土 木 事 務 所
特定建築物排出量削減計画書 （京都府地球温暖化対策条例 京都府再生可能エネルギーの導入等 の促進に関する条例）	新築・増築 延床面積 2,000㎡以上	工事着手の 21 日前まで	建築指導課 脱炭素社会推進課	
緑化計画書 （京都府地球温暖化対策条例）	市街化区域 新築・改築 敷地面積 1,000㎡以上	確認申請の 30 日前まで	建築指導課	
福祉のまちづくり条例協議 （京都府福祉のまちづくり条例）	用途・延べ面積による ※詳しくは、HP 参照	確認申請の前 までに協議成立	土木事務所	
建設リサイクル法届出 （建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	○建築物の解体 延べ面積 80㎡以上 ○建築物の新築・増築 延べ面積 500㎡以上 ※詳しくは、HP 参照	工事着手の 7 日前まで		
準特定建築物工事完了届出書 （京都府再生可能エネルギーの導入等 の促進に関する条例）	新築・増築 延床面積 300㎡以上 2,000㎡未満	工事完了後 15 日以内	脱炭素社会推進課	

京都府建設交通部 建築指導課 建築基準係（京都府庁2号館5階、TEL 075-414-5345）

京都府府民環境部 脱炭素社会推進課（京都府庁2号館2階、TEL 075-414-4830）

各土木事務所 建築住宅課 TEL

乙 訓：075-931-2478、山城北：0774-62-2246、山城南：0774-72-9521、南 丹：0771-62-0364

中丹東：0773-42-8785、中丹西：0773-22-5144、丹 後：0772-22-2703

上記届出の概要・様式のダウンロードは、京都府建設交通部建築指導課のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/>

（京都府トップページ＞インフラ＞公共事業・一般＞建築・工事検査＞建築確認＞京都府の建築と指導）